二　各内装容器に収納される病毒を移しやすい物質の容量が50ミリリットル以下であること。

三　輸送許容物件の容量が500ミリリットル以下であって、破損させない限り開封することができない密閉された内装容器に収納されていること。

同条第六項を次のように改める。

6　環境有害物質であって、単一容器又は一の内装容器当たりの質量又は容量が、輸送許容物件が固体の場合にあっては５キログラム、液体の場合にあっては５リットルを超える場合、包装物の表面には、第４号の４様式によるラベルを付さなければならない。

第十五条第１項に後段として次のように加える。

なお、国連番号の高さは、包装物の許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットルを超える場合にあっては、12ミリメートル以上、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットル以下であって５キログラム又は５リットルを超える場合にあっては、６ミリメートル以上とする。

第十六条第三項中「うつしやすい」を「移しやすい」に改める。

同条第四項を次のように改める。

4　第14条第２項の規定により第３号様式によるラベルを付さなければならない包装物（等級が３の引火性液体（腐食性物質として副次危険性を有するものを除く。）、毒物（引火性液体として副次危険性を有するものを除く。）、病毒を移しやすい物質及びその他の有害物件を除く。）は、次のいずれかの条件に該当する場合を除き、混合包装してはならない。

一　当該包装物に付されたラベルを容易に視認でき、かつ、当該包装物を容易に取りだすことができるように混合包装されていること。

二　当該包装物が１個のみであること。

同条第五項中「及び第４項」を「、第４項及び第23条第４項」に改める。

第十八条第五項を次のように改める。

5　毒物等又は病毒を移しやすい物質（人体又は動物に対し伝染性があるものに限る。以下この項において同じ。）と食品類は同一の貸物室に積載してはならない。ただし、次の各号のいずれかの条件に該当する場合は、この限りでない。

一　毒物等又は病毒を移しやすい物質と食品類を別のコンテナ又はパレットに収納し（毒物等又は病毒を移しやすい物質と食品類を別のコンテナに収納する場合を除く。）、かつ、当該コンテナ又はパレットを十分隔離して積載すること。

二　毒物等又は病毒を移しやすい物質と食品類を別のコンテナに収納すること。

同条第六項中「毒物類」を「毒物（引火性液体として副次危険性を有するものを除く。）、病毒を移しやすい物質」に改め、同項第三号の次に次の１号を加える。

四　回転翼航空機にあっては、当該包装物を機体の外に装着し、又はつり下げて輸送すること

第二十四条第五項の次に次の１項を加える。

6　微量輸送許容物件（Ｅ０及びＥ３を除く。）のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものは、規則第194条第１項で定める物件（以下「輸送禁止物件」という。）に含まれないものとする。

一　各内装容器の質量又は容量が、微量輸送許容物件が固体の場合にあっては１グラム以下、液体又は気体の場合にあっては１ミリリットル以下であること。

二　第２項の要件に適合していること。ただし、十分な緩衝材が詰められていて、かつ、輸送許容物件が液体の場合にあっては内装容器内の当該輸送許容物件を吸収するのに十分な吸収材が外装容器に確実に包装されているものは、中間容器を要しない。

三　第３項の要件に適合していること。

四　一の外装容器当たりの質量又は容量が、微量輸送許容物件が固体の場合にあっては100グラム以下、液体又は気体の場合にあっては100ミリリットル以下であること。

別表第１（備考１から備考六までに係る分を除く。）を次のように改める。

別表第１　輸送許容物件（第１条―第３条、第６条、第９条―第11条、第14条、第17条、第21条、第24条関係）

品名		国連番号	分類又は区分番号	隔離区分	副次危険性	ラベル	等級	微量輸送許容量	包装方法及び積載方法						特別規定
									少量輸送許容物件		旅客機		旅客機以外の航空機		
日本語名	英語名								容器及び包装等	許容質量又は許容容量	容器及び包装等	許容質量又は許容容量	容器及び包装等	許容質量又は許容容量	
亜塩素酸塩類（水溶液）	CHLORITE SOLUTION	1908	8	－	－	Q	2 3	E2 E1	Y840 Y841	0.5L 1L	851 852	1L 5L	855 856	30L 60L	A3
亜塩素酸カルシウム	CALCIUM CHLORITE	1453	5.1	－	－	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	－
亜塩素酸銀（乾性のもの）	Silver chlorite (dry)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	積載禁止	－	積載禁止	－	－
亜塩素酸ナトリウム	SODIUM CHLORITE	1496	5.1	－	－	K	2	E2	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	－
亜鉛ダスト（自然発火性を有しないもの）	ZINC DUST	1436	4.3	－	4.2	J I	1 2 3	E0 E2 E1	－ － －	－ － －	積載禁止 483 486	－ 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
亜鉛灰、亜鉛ドロス、亜鉛残さ又は亜鉛滓	ZINC ASHES	1435	4.3	－	－	J	3	E1	Y477	10kg	486	25kg	491	100kg	A3
亜鉛ハイドロサルファイト	ZINC HYDROSULPHITE	1931	9	－	－	S	3	E1	－	－	956	100kg	956	200kg	A48
亜鉛粉末（自然発火性を有しないもの）	ZINC POWDER	1436	4.3	－	4.2	J I	1 2 3	E0 E2 E1	－ － －	－ － －	積載禁止 483 486	－ 15kg 25kg	488 490 491	15kg 50kg 100kg	A3
アクリジン	ACRIDINE	2713	6.1	－	－	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	－
アクリルアミド（固体）	ACRYLAMIDE, SOLID	2074	6.1	－	－	M	3	E1	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	－
アクリルアミド（溶液）	ACRYLAMIDE SOLUTION	3426	6.1	－	－	M	3	E1	Y642	2L	655	60L	663	220L	A3
アクリル酸（安定剤入りのもの）	ACRYLIC ACID, STABILIZED	2218	8	－	3	Q G	2	E2	Y840	0.5L	851	1L	855	30L	－
アクリル酸イソブチル（安定剤入りのもの）	ISOBUTYL ACRYLATE, STABILIZED	2527	3	－	－	G	3	E1	Y344	10L	355	60L	366	220L	－
アクリル酸エチル（安定剤入りのもの）	ETHYL ACRYLATE, STABILIZED	1917	3	－	－	G	2	E2	Y341	1L	353	5L	364	60L	－
2-アクリル酸ジメチルアミノエチル	2-DIMETHYLAMINOETHYL ACRYLATE	3302	6.1	－	－	M	2	E4	Y641	1L	654	5L	662	60L	－
アクリル酸ブチル（安定剤入りのもの）	BUTYL ACRYLATES, STABILIZED	2348	3	－	－	G	3	E1	Y344	10L	355	60L	366	220L	－
アクリル酸メチル（安定剤入りのもの）	METHYL ACRYLATE, STABILIZED	1919	3	－	－	G	2	E2	Y341	1L	353	5L	364	60L	－
アクリロニトリル（安定剤入りのもの）	ACRYLONITRILE, STABILIZED	1093	3	－	6.1	G M	1	E0	－	－	積載禁止	－	361	30L	－
アクロレイン（安定剤入りのもの）	ACROLEIN, STABILIZED	1092	6.1	－	3	－	－	－	－	－	積載禁止	－	積載禁止	－	－
アクロレイン二量体（安定剤入りのもの）	ACROLEIN DIMER, STABILIZED	2607	3	－	－	G	3	E1	Y344	10L	355	60L	366	220L	－
アザウロリック酸（その塩）（乾性のもの）	Azaurolic acid (salt of) (dry)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	積載禁止	－	積載禁止	－	－
亜酸化窒素	NITROUS OXIDE	1070	2.2	－	5.1	E K	－	E0	－	－	200	75kg	200	150kg	－
亜酸化窒素（深冷液化されているもの）	NITROUS OXIDE, REFRIGERATED LIQUID	2201	2.2	－	5.1	－	－	－	－	－	積載禁止	－	積載禁止	－	A2
アジ化アンモニウム	Ammonium azide	－	－	－	－	－	－	－	－	－	積載禁止	－	積載禁止	－	－
アジ化塩素	Chlorine azide	－	－	－	－	－	－	－	－	－	積載禁止	－	積載禁止	－	－